障害者手帳(精神障害者保健福祉手帳)の手続きについて

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患により日常生活や社会生活に対する制限等を受ける方に対して、 申請時の診断書等に基づき都道府県知事が交付します。障害の程度により1級~3級の区分がありま す。手帳の有効期限は2年で、更新手続きが必要です。(更新通知はありません)

1. 申請書の提出

障害手帳申請書に必要事項を記入し、必要書類等を添えて市障がい福祉課に提出します。 【手続きに必要なもの】

① 障害者手帳申請書

(申請書用紙は、障がい福祉課窓口または県ホームページ、医療機関にあります。)

② 診断書(精神障害者保健福祉手帳用) ※申請日の3ヶ月以内に作成されたもの。または

障害年金証書等(精神障害に起因するもの)の写しと日本年金機構等照会同意書 (診断書用紙と同意書用紙は障がい福祉課窓口または医療機関にあります。)

③ 写真1枚(たて4cm×よこ3cm) ※更新の際は必ずしも必要ではありません 1年以内に撮影し、上半身、無帽、無背景で顔がはっきり写っているもの。(耐久性の面からポラロイド写真及び家庭用プリンターで印刷した写真ではないこと。)

(裏面に氏名、生年月日を記入してください。)

(表面に以口、土牛万口で記入してくたでい。)

④ マイナンバーがわかるもの(※)及び身分証明書(免許証など) 申請書には個人番号の記入が必要ですのでご用意下さい。

※マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票(記載事項証明書)、 通知カード(住民票の記載事項と一致している場合に限る)

⑤ 印鑑(シャチハタ不可)

2. 申請書の進達(市から県への送付)

提出していただいた申請書及び添付書類一式を市で確認後、長崎県こども・女性・障害者支援センターに進達(送付)します。

3. 申請の審査と認定、手帳の送付

長崎県こども・女性・障害者センターで申請内容が審査され、市に結果通知および障害者手帳(精神保健福祉手帳)が送付されます。通常、申請から2ヶ月ほどかかりますが、障害の内容や診断書の内容によってはさらに期間が延びる場合もあります。

(また、診断書による申請については、審査会が毎月1回第3木曜日のため、受付日によっては次月の審査会となり通常より時間がかかることがあります。)

4. 障害者手帳(精神保健福祉手帳)の交付、更新

市から申請者本人様宛に結果通知を送付します。通知書に記載している必要なものを持って、障がい福祉課窓口に来てください。(代理人可)

※申請が却下された場合は、却下通知を送付します。

<申請受付・お問い合わせ先>

大村市障がい福祉課 〒856-0832 大村市本町458番地2 プラットおおむら2階 (月~金※祝祭日を除く8:30~17:15) Tel 0957-20-7306(直通)

※駐車場は市営東本町駐車場(第1・第2・第3)をご利用下さい(1時間無料)

Зст



4 cm